



平成28年6月22日
運輸審議会審理室

宇都宮市、芳賀町及び宇都宮ライトレール株式会社からの軌道運送高度化実施計画^{注1}（宇都宮駅東側LRT事業）の認定申請事案に関する諮問及び公聴会の開催決定について

運輸審議会^{注2}は標記事案について、今後答申に向けて複数回の審議を行うとともに、平成28年7月26日に宇都宮市で公聴会を開催することを決定しました。

標記事案について、平成28年6月21日付けで国土交通大臣から運輸審議会に諮問がありました。**資料1**

運輸審議会は、標記事案を審議するに当たり一般公述人のさまざまな意見を聴いた上で判断を行うため、国土交通省設置法第23条の規定に基づき職権で公聴会を開催することを決定し、公述及び傍聴の申込み受付を開始しましたのでお知らせします。**資料2**
なお、公聴会当日の進行予定及び取材要領は平成28年7月15日に発表致します。

- (注1) 軌道運送高度化事業とは、LRT整備等の事業であって、地域公共交通活性化再生法に基づく事業の1つであり、実施計画はその事業の実施について定めた計画です。国土交通大臣から軌道運送高度化実施計画の認定を受けたときは、軌道法における軌道事業の上下分離制度の導入等の特例があります。
- (注2) 運輸審議会は国家行政組織法第8条に規定する審議会です。個別法の規定に基づき、国土交通大臣の行う許認可等の個々の行政処分等の適否について諮問を受け、これに対して、公平な立場から各方面の意見を汲み上げ、公平かつ合理的な決定を行う常設の機関です。公聴会を除く審議は非公開で行いますが、配付資料及び議事概要は答申後、運輸審議会HPにて公表予定です。

[運輸審議会における審議に関する問合せ先]

運輸審議会審理室 調査官 川崎、課長補佐 木村、議事係 近藤
(代表) 03-5253-8111 (内線 53515)、(直通) 03-5253-8810
(F A X) 03-5253-1676

[軌道運送高度化実施計画の認定申請に関する問合せ先]

鉄道局幹線鉄道課 専門官 渡辺、輸送係 後藤
(代表) 03-5253-8111 (内線 40332)、(直通) 03-5253-8532
(F A X) 03-5253-1635